

診療報酬の算定方法の一部改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さてこの度、厚生労働省保険局医療課長発通知（平成24年6月29日付、保医発0629 第3号、平成24年7月1日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

【保険請求変更検査項目】

項目名	区分	改正後	改正前
淋菌核酸検出	D023(2) 210点	1) なお、SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。	1) なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	D023(4) 300点	1) 泌尿器、生殖器又は咽頭 2) なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。	1) 泌尿器及び生殖器 2) なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

[通知文書より]（別添1 第2章第3部第1節第1款D023 微生物核酸同定・定量検査）

【ご注意】

今回、淋菌に関して「咽頭からの検体」での保険点数算定が認められた検査方法は「リアルタイムPCR法」です。弊社が受託している「PCR法」による下記の項目は、咽頭からの検体では保険算定対象外ですのでご注意ください。

項目コード： 2310 淋菌 PCR(抗原) 【総合検査のご案内 P66 参照】